



新年度の慌ただしさも落ち着き、今年度も2ヶ月が経とうとしています。あっという間のゴールデンウィークでしたが、心身のリフレッシュはできたでしょうか。龍郷町学校事務支援室では、支援室だより『ひりゅう』を年8回発行する予定です。少しでもお役に立てる情報をお届けできればと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度 龍郷町事務支援室メンバー

☆は、今年赴任された先生を示しています。

学校名	事務職員名	担当業務
赤徳小中学校	黒木 佳穂	室長（業務総括・調整・指導助言）
龍郷小学校	吉村 真紀子	室長補佐・管理（支援室業務・実施計画・連絡調整）
龍北中学校	藁 あゆみ	研修総括（業務研究計画推進・秋名小事務）
秋名小学校		兼務
龍瀬小学校	妹尾 崇弘	研修（業務研究計画推進・広報・HP・記録）
大勝小学校	慶田 春彦	研修（業務研究計画推進・広報・HP）
円小学校	手島 絵里香	研修（業務研究計画推進・物品見積・支援室予算・記録）
龍南中学校	★吉崎 奈緒	研修（業務研究計画推進・公文受発・大事協理事）
戸口小学校	★木下 大輔	研修（業務研究計画推進・会計・記録）



6月は、「児童手当」の事務手続きが始まります！！

制度概要

児童手当，特例給付の受給者（所属庁から支給を受ける県費職員）は，毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は，6月1日における児童の養育状況等を把握し，6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかの確認をする大事な手続きです。以下の書類が必要となりますので，準備等よろしくお願いいたします。

必要書類

- 現況届（児童欄に『18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子』を記入してください。）
- 世帯全員の住民票（**続柄あり**。マイナンバーの記載事項以外は省略しないでください。）
- 令和5年度(令和4年)児童手当用所得証明書（共働き世帯は双方の証明書）→ ない自治体は，所得額証明書

注意事項

- ※ 令和5年度』分を取得してください。（令和5年度所得額～というような記載であれば間違いありません。）
- ※ 公的書類は，6月1日～から取得してください。（自治体によって発行開始日は異なります）。
- ※ 今年赴任された先生は，令和5年1月1日時点でお住まいの自治体での取得となります。郵送申請の場合，取得までに時間を要しますので，早めの対応をお願いいたします。

～ 臨時的任用職員の事務手続きについて ～

現在，住民票登録している自治体からの支給になります。児童手当法の一部改正により公簿等で所得情報等の支給要件が確認できる場合，原則，現況届の提出は不要となっています。不明な点がありましたらお住まいの自治体へお問い合わせさせていただきます。

備品の共同見積・購入を行います

- 6月初旬 ～ 各学校から出された購入希望物品の意見を集約
- 6月中旬 ～ 文具店やスポーツショップ，家電量販店等に見積依頼
- 7月 ～ 見積結果を基に，各業者へ物品発注
- 8月末 ～ 各学校へ納品



※ 世界情勢の影響など様々な要因により，納期が遅れる場合があります。予めご了承ください。

4・5月給与支給明細は **へき地手当・追給・戻入**

4月に転入・採用された先生方は、**転入に伴う各手当の認定・審査事務を4月に行う**ため、『4月分の手当』は、**5月給与で追加支給**となります。

また、『へき地手当に準ずる手当』が新たに支給される方もいらっしゃると思います。そちらについてもご確認ください。

※ へき地手当は、へき地校に勤務する県費職員全員に支給される手当のため、4月給与から支給されます。（再任用、再任用短時間勤務者を除く）

（龍郷/龍北/円/秋名は、4級地（基本給×20%）、その他は3級地（基本給×16%）

《 住居手当 》

4月は、3月時の賃料に基づいた手当が支給されます。4月から賃料が変わった場合は、5月給与で過不足分の調整がされます。

〈 お願い 3月まで賃貸 → 4月から教職員住宅に転居された先生へ 〉

5月以降も住居手当が支給されている場合は、事務職員までお知らせください。



《 通勤手当 》

5月給与で4月分が支給されます（4月から支給要件を満たしていた場合）。

《 扶養手当 》

臨時的任用職員の方の扶養手当は、3月末で一旦退職となり、4月給与では支給されません。4月1日から支給要件を全て満たしている場合は、5月給与で4月分も追給として支給されます。

《 児童手当 》

中学生の子どもさんまで、規定月に規定額が支給されます。中学卒業後の4月以降は、児童手当の支給はなくなりますが、その代わりに、扶養手当の月額が、5,000円増額となります（最長22歳になる日以後の最初の3月31日まで）。

※ **末子が中3 → 高1 になった時**は、4月給与で中3時の2・3月分の児童手当が支給されます。但し、まだ下に中学生までのお子さんがいいらっしゃる場合は、6月給与で、2・3月分の児童手当が合算で支給されます。

《 単身赴任手当 》

勤務地が変わると、配偶者と同居となったり、通勤距離が変わったりすることで、要件を満たさなくなる場合が出てくるため、一旦支給がなくなります。**4月から支給要件を満たす場合は、審査・認定後、5月給与で4月分の単身赴任手当が支給**されます。

《 準へき（へき地手当に準ずる手当） 》

準へきは、へき地校勤務のため、住居を移転した職員に基本給に4%を掛けた額が加算されます。

※ 6年目は、基本給×2%になります。 ※ 細かい距離規定があります。

奄美の長～い、長～い梅雨入り（5月中旬～6月末頃）



5月18日（木）、奄美地方の梅雨入りが発表され、平年より6日遅い梅雨入りとなりました。

奄美の梅雨は、台風並みの大雨が降ることもあり、**貨物船が欠航になることも日常的**・・・

大雨の直前は、みなさん大量に備蓄品を購入するため、生鮮食品、乳製品、パン類、保存食等の争奪戦が始まり、店の在庫が空っぽになります。過去に長期間、欠航になった時は、お菓子などの嗜好食品までもが店からなくなったこともありました。

奄美が快晴でも鹿児島市方面や沖縄方面の天候が悪い場合は、欠航になるため、奄美の生活では、常に天気チェックが必須です。この時期は、特に細めに確認されてください。

